

質問第二六号

ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府のロシアへの制裁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月十日

羽田次郎

参議院議長 山東昭子 殿



ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府のロシアへの制裁に関する質問主意書

ロシアのウクライナ侵略は明白な国際法違反であり、一刻も早く戦争を終結させ、犠牲者を出さないよう最善を尽くすことは国際社会の一員としての我が国の責務でもある。日本政府として、ロシアに効果的な経済制裁を実施するとともに、日本への影響を最小化するにはどうすべきかとの視点から、以下質問する。

一 ロシアに対する経済制裁として、我が国は欧米諸国と歩調を合わせ、SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシア排除を決定した。ロシア経済に打撃を与える効果とともに、日本経済への影響も懸念されている。

エネルギー価格の急騰や円高・株安により、日本の国内総生産を一・一％程度押し下げる可能性があるとの民間シンクタンクの試算もある。

1 現時点で日本経済への影響はどの程度あると見積もっているのか、政府の見解を示されたい。

2 影響を受ける企業への補償、代替決済手段の確保の在り方についてはどのように考えているのか、政府の見解を示されたい。

二 E Uは加盟国の領域でロシアの航空機の飛行禁止を決定し、ロシアも対抗措置を行うと発表した。

1 日本政府は、日本領空におけるロシアの航空機の飛行禁止を検討する考えはあるか。また、飛行禁止を決定した場合、ロシアの航空機が日本の領空を通過した際にはどのような対応が考えられるか。政府の基本的な考え方を示されたい。

2 日本領空におけるロシアの航空機の飛行を禁止する場合でも、日本の航空機は引き続きロシア上空を飛行することになるのか。あるいは代替ルートを検討するのか。現時点での政府の基本的な考え方を示されたい。

右質問する。